

令和7年4月から 震災時における

避難所等の新しい安全確認手法 が始まります



©大田区



避難所の安全確認は
だれがやるの？
新しく何が変わるの？

避難所等の建物の安全確認は、
限られた時間の中で
迅速に行い、避難者の
受け入れの可否を判断する
必要があります。
以下に示す4つの視点から
新しく生まれ変わります。



～公共施設の安全確認の流れ～

【刷新配備】

① 施設管理者の判定技術向上



学校防災活動拠点関係者

- ・施設管理者
- ・自治会、町会
- ・拠点管理職員等

・特別な専門知識がなくても、
一定程度の精度で安全確認が可能
なものに変更します。

・各学校防災活動拠点等に配備予定です。



【迅速対応】

② 安全確認の基本的な考え方

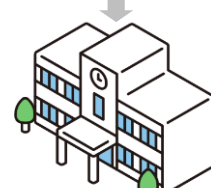


安全確認担当職員

・建物の崩壊などにより、
建物内の滞在者や避難者等の生命
や身体に危険が及ぶかを判断
するための災害時調査を実施します。



特別出張所・本庁舎



<各避難所>

※うち学校防災活動拠点 91カ所

・避難所が開設された後、
区職員と建築専門家が
所属する団体とが連携し、
「避難所運営の継続」、
「二次被害防止」等の観点
から、公共施設の安全確認を
行う体制構築します。

・区職員、協定団体員の
技術力向上や学校防災活
動拠点関係者等との顔の見
える関係づくりを行います。

学校防災活動拠点関係者



+

安全確認担当職員



専門家

東京建築士会 大田支部

東京建築士事務所協会 大田支部

日本建築家協会 関東甲信越支部 城南地域会



地域の
専門家

大田区



③ 建築専門家に調査協力の依頼

【協定締結】

④ 学校防災活動拠点訓練へ参加

【体制強化】

※公共施設の安全確認対象：庁舎、特別出張所、避難所（学校防災拠点等）、補完避難所、応急避難所、福祉避難所

【問合せ先】 大田区企画経営部施設保全課 電話03-5744-1396

避難所等被災状況チェックシート

このシートは避難所等を開設するにあたって、当面の間、施設が避難所等として安全に利用できるかを一般職員が簡易に点検することを目的としています。

学校等(避難所管理責任者又は施設管理者)は、点検者が1チーム2人以上のチームを編成し、このチェックシートを用いて、目視による点検を行ってください。点検の際、最も気を付けることは、お互いの安全を確認しながら点検をすることです。判定でCの項目があった時点で、点検を中止してください。

外部の状況

点検時刻	平成 年 月 日 時
点検者	/

該当する判定項目に○をしてください。

番号	項目	判定					
①	ガス臭がある	A	いいえ	B	C	臭いを感じる	
②	建物周囲に地割れ、地滑り、液状化現象がある	A	いいえ	B	生じた	C	ひどく生じた
③	がけが崩れそう	A	いいえ又は付近にがけはない	B	崩れそう	C	崩れている
④	建物が傾いた	A	いいえ	B	傾いている気がする	C	明らかに傾いている
⑤	隣接する建物が避難所の建物、敷地内に転倒する危険性がある	A	いいえ	B	可能性がある	C	今にも転倒しそうだ
⑥	外壁材が壊れた	A	B・C以外	B	亀裂がある又は一部落下している	C	大きく壊れている又は落下している
⑦	屋根材・天井が壊れた	A	いいえ	B	壊れている又は一部落下している	C	大きく壊れている
⑧	窓ガラスが割れた	A	いいえ又は塞げる程度	B	割って落とす又は片づければ安全	C	窓ガラスが割れ窓枠が歪んでいる
⑨	外部階段が落下する危険性がある	A	いいえ	B	可能性がある	C	今にも落ちそうだ
⑩	屋上、外壁に設置されている機器が落下する危険性がある	A	いいえ	B	可能性がある	C	今にも落ちそうだ

○の計を下の表に記入してください

	Aの数		Bの数		Cの数	
	個	個	個	個	個	個
判定	Aのみである		Cは無いがBが1つ以上ある		Cが1つ以上ある	
対応	裏面の点検を行ってください。		番号②～⑩のとき、施設内へは立入らず、被災建築物応急危険度判定員の判定が終了するまで立入禁止としてください。 番号⑧～⑩のとき、安全が確認できる場合には注意して使用することも可能なため、裏面の点検を行ってください。		点検を中断し、立入禁止としてください。	

【確認内容を必ず 大森東特別出張所 に報告してください】

避難所等安全確認チェックシート (避難所外部編)

表面

次の各項目について建物の前壁や周辺落下物などの危険がないか点検し、「ある」「ない」いずれかにチェックを入れてください。「ある」の場合は ▶ 以降の対応を行ってください。

①建物全体



ない
 ある
 建物の一部または全部に崩壊がみられる
 建物が一見してわかるほど傾いている
 ▶ 建物の使用中止

③外壁(上部)・屋根



ない
 ある
 落下の恐れがある(壁・屋根材のひび割れ、剥落等の異常が見られる)
 ▶ 周辺立入禁止

④窓・ガラス



ない
 ある
 落下の恐れがある(ガラスのひび割れ、破損等が見られる)
 ▶ 周辺立入禁止

ライフライン情報

A 電気
 使用可能 使用不可

B ガス
 使用可能 使用不可

C 水道
 使用可能 使用不可

D トイレ
 使用可能 使用不可

E 電話
 使用可能 使用不可

F インターネット
 使用可能 使用不可

G Wi-Fi
 使用可能 使用不可

H 空調
 使用可能 使用不可



⑤建物入口、渡り廊下など主要通路

ない
 ある
 著しいひび割れや段差が発生している
 ▶ 注意喚起、程度に応じて周辺立入禁止

②柱・外壁



ない
 ある
 部材の著しい割れがみられる、部材の著しい変形がみられる
 ▶ 建物の使用中止

⑥建物周辺



ない
 ある
 地割れや地盤沈下が見られる
 ▶ 周辺立入禁止
 ない
 ある
 地すべり・がけ崩れの恐れがある
 ▶ 周辺立入禁止、建物に影響する恐れがあれば建物の使用中止

確認内容の報告先

-大田区 大森東特別出張所
 ・電話番号 03-3741-8801
 ・FAX番号 03-3741-8552

LoGoフォーム

 外部総合判断
 避難所開設が可能
 問題箇所はあるが避難所開設
 建物の使用中止

続いて裏面「内部」の点検を行ってください。

※ 通信インフラが使用できない時は、管轄の出張所に本チェックシートを届けてください。